



死後の個人情報の保護

 OSAKA UNIVERSITY
Live Locally, Grow Globally

大阪大学 大塚智見
情報通信法学研究会通信法分科会
2023年11月6日

目次

- 1 はじめに
- 2 裁判例・条例の分析
- 3 他の制度との比較
- 4 立法論の検討
- 5 おわりに

問題の所在

- 社会のデジタル化の進展＝個人が多くの情報を遺して死ぬこととなる
- →死後における個人情報の取扱いを懸念し、生存中における個人情報の利活用を躊躇うおそれ
- →死者の個人情報を、少なくとも一定の範囲において、保護する必要があるのではないか？

個人情報保護法の規律

- 個人情報保護法2条1項「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」
 - →死者に関する情報は「個人情報」にあたらず
- ⇔死者に関する情報が、同時に、相続人や遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する
 - ex. 遺伝子情報、相続財産に関する情報

個人情報保護条例の規律と令和3年改正

- 個人情報保護条例の中には、死者に関する情報をも個人情報に含める例が存在した
- ⇔ 令和3年改正個人情報保護法により条例における特別な取扱いは否定されることになった
 - → 個人情報保護条例の廃止、個人情報保護法施行条例の制定
 - ∴ 個人情報保護法制に係る全国ルールの一統
- ※ 個人情報保護制度とは別の制度として、死者に関する情報の取扱いを定めることは可能

本発表の課題

- 立法論として①②を論ずる基礎をなす考察を行う
 - ①個人情報保護法が保護の対象とする「個人情報」に死者に関する情報を(どの範囲で)含めるべきか
 - ②一定の範囲で死者に関する情報が「個人情報」に含まれるとしたとき、権利行使の主体や方法をどのように規律すべきか

目次

- 1 はじめに
- **2 裁判例・条例の分析**
 - 2.1 「生存する個人に関する情報」の保護
 - 2.2 死者の個人情報の保護
- 3 他の制度との比較
- 4 立法論の検討
- 5 おわりに

個人情報保護法の規律

- 個人情報保護法2条1項「この法律において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。」
 - →死者に関する情報は「個人情報」にあたらず
- ⇔死者に関する情報が、同時に、相続人や遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合には、当該生存する個人に関する情報に該当する
 - ex. 遺伝子情報、相続財産に関する情報

個人情報保護法の規律

- ①個人情報取扱事業者に関する規律
 - 個人情報の適正な取得(18条以下)
 - 個人データの適正な管理(22条以下)
 - 保有個人データの開示・訂正等・利用停止等請求(33条以下)
 - ※個人データ=個人情報データベース等を構成する個人情報
- ②行政機関等に関する規律
 - 個人情報の保有の制限・適正な取得(61条以下)
 - 保有個人情報の適正な管理(65条以下)
 - 保有個人情報の開示・訂正・利用停止請求(76条以下)

「生存する個人に関する情報」の解釈

- どのような場合に死者に関する情報が遺族等の「生存する個人に関する情報」にあたるか
- ①独立判断説：請求者である個人と情報の内容との関係を個別に検討して判断すべきである＝死者に関する情報であることを特別視しない
- ②基準変容説：死者に関する情報が「生存する個人に関する情報」にあたるかについて特別の基準を設定する

最判平成31年3月18日判時2422号31頁

- Aの共同相続人の一人であるXが、個人情報保護法に基づき、Aが預金口座を開設したY銀行に対し、遺言書の真偽を明らかにするため、AがY銀行に提出した印鑑届書(Aの住所・氏名等が記載され、Aの取引印章による印鑑が押捺されたもの)の開示を請求
- 第一審：請求棄却
- 控訴審：請求認容
 - ∵財産が相続人等に移転することにより、財産に関する情報が相続人等に帰属＋死者の氏名等と身分関係に関する情報等の照合により特定の相続人等を識別可能

最判平成31年3月18日判時2422号31頁

- 上告審：破棄自判・控訴棄却
 - 「ある情報が特定の個人に関するものとして法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるか否かは、当該情報の内容と当該個人との関係を個別に検討して判断すべきものである。」
 - 「したがって、相続財産についての情報が被相続人に関するものとして生前に法2条1項にいう「個人に関する情報」に当たるものであったとしても、そのことから直ちに、当該情報が当該相続財産を取得した相続人等に関するものとして上記「個人に関する情報」に当たるということはできない。」
 - →印鑑届書の開示請求を認めず

東京高判平成11年8月23日判時1692号47頁

- 自殺した未成年Aの親であるXが、町田市個人情報保護条例に基づき、町田市教育委員会教育長(Y)に対し、Aの通っていた中学校がAの死について生徒に書かせた作文の開示を求めたが、Yは不開示決定
- →当該決定の取消しを請求
- 第一審：①一部請求棄却・②一部訴え却下
 - 子の固有の情報が「家族共同体構成員の固有情報と同視することができる場合がある」→本件ではXの個人情報と同視可能
 - ⇔①非開示情報に該当、②焼却処分済み

東京高判平成11年8月23日判時1692号47頁

- 控訴審：控訴棄却
 - 「親権者であった者が死亡した未成年の子どもの個人情報の開示を求めているという場合については、社会通念上、この子どもに関する個人情報を請求者自身の個人情報と同視し得るものとする余地もあるものと考えられる」
 - ⇔①非開示情報に該当、②焼却処分済み

旧東京都個人情報保護条例

- 個人情報「生存する個人に関する情報」に限定(2条2項)
- 旧通達:死者に関する情報について、以下の情報は請求者を本人とする保有個人情報に含む
 - ①請求者自身の保有個人情報であると考えられる情報
 - (請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報など)
 - ②社会通念上請求者自身の保有個人情報とみなせるほど請求者と密接な関係がある情報
 - (死亡した時点において未成年であった自分の子に関する情報)

山口地判平成30年10月27日判時2415号13頁

- 自殺した未成年者Aの父であるX(Aの母と離婚しており、Aの死亡時点において親権者ではなかった)が、山口県個人情報保護条例に基づき、山口県知事に対し、岩国児童相談所などで所管するAに関する書類の写しの開示を求めたが、山口県知事が全部を開示しない旨の非開示決定処分
- →Xが、山口県に対し、処分の取消しを求めて訴えの提起

山口地判平成30年10月27日判時2415号13頁

- 第一審：請求認容
 - 「死者が未成年者である場合には、相続人たる地位を有する父及び母は、当該未成年者の権利義務を包括的に承継する者として、特に密接な関係を有し、当該未成年者にかかる情報が、社会通念上、相続人たる地位を有する父又は母自身の個人情報と同視し得る余地がある」
 - 「生前の親権の有無については、親権制度が子を監護養育する者の権利義務を定めて当該子の福祉・利益を保護するためのものであることに照らし、親権に服する子の死亡後は、親権の有無によって子との関係を別異に扱う必要はない」

旧三重県個人情報保護条例

- 個人情報「生存する個人に関する情報」に限定せず、死者の個人情報保護をも認める(2条1号)
- 死者の個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求
 - 請求権者＝①死者の配偶者(事実上の婚姻関係を含む)＋二親等内の血族、②相続人(②は相続により取得した権利義務に関する情報に限る)(14条3項)
 - 非開示情報①:「開示請求者以外の個人に関する情報」→「開示請求者」を死者と読み替える(16条2号)
 - 非開示情報②:「当該開示請求に係る死者の保有個人情報を開示しないことが社会通念上相当であると認められる情報」(9号)

旧新潟市個人情報保護条例

- 個人情報「生存する個人に関する情報」に限定せず、死者の個人情報保護をも認める(2条1号)
- 死者の個人情報の開示請求・訂正請求・利用停止請求
 - 請求権者: ①死者の死亡当時における配偶者・死者の子・父母、②(①にあたる者がいない場合)死者の二親等以内の血族・死者の死亡当時における一親等以内の姻族、③死者の相続人(13条3項)

小樽市死者情報の開示等に関する条例

- 個人情報保護法施行条例とは別の枠組みとして、小樽市死者情報の開示等に関する条例を整備(2条)
 - 「死者の相続人又は死者の死亡当時親権者であった者その他死者と密接な関係を有する者」(死者の相続人等)による開示請求権(2条1項)
 - 開示の対象:死者の個人に関する情報(※相続人等を本人とする個人情報に該当するものを除く)
 - 開示手続:実施機関が審査会の意見を聴いて開示請求を認める
+個人情報保護法等の手続を準用
 - その他:死者情報の適切な取扱い(3条)

新潟市死者情報の開示に関する条例

- 個人情報保護法施行条例とは別の枠組みとして、新潟市死者情報の開示に関する条例を整備
 - 死者情報の開示請求権(3条): 請求権者は、①死者の死亡当時における配偶者・死者の子・父母、②(①にあたる者がいない場合)死者の二親等以内の血族・死者の死亡当時における一親等以内の姻族、③死者の相続人
 - 市の機関には原則として開示義務あり(5条柱書)
 - ⇔非開示情報(ex.「死者以外の個人に関する情報(略)」)
 - 開示手続: 個人情報保護法等と同様のものを用意

目次

- 1 はじめに
- 2 裁判例・条例の分析
- **3 他の制度との比較**
 - 3.1 死者の名誉毀損
 - 3.2 死後の著作者人格権の保護
- 4 立法論の検討
- 5 おわりに

死者の名誉毀損

- 死者の名誉が毀損された場合に、相続人や遺族等が不法行為法上の救済を求めることができるか
 - →損害賠償請求、名誉回復措置(差止め・謝罪広告など)の可否
 - cf. 刑法230条2項
- ①直接保護説:死者の権利利益そのものが直接保護される
- ②間接保護説:遺族等の権利利益が保護されることによって間接的に保護される

直接保護説

- 直接保護説:死者自身の人格的利益を肯定
 - ⇔生前よりも保護される範囲は狭い
 - →その利益が侵害された場合、遺族・死者が生前指定した者等が死者に代わってその救済を求めることができる
 - ※時の経過に従い表現の自由の余地が拡大
- ⇔直接保護説に対する批判
 - 死者に権利利益の主体たる地位を認めることはできない
 - 代位して権利を行使する主体を決定する基準が不明確
 - いつまで死者の人格的利益が保護されるのかが不明確

間接保護説

- 間接保護説: 死者自身の権利利益を否定
 - ⇔「故人に対する遺族の敬愛追慕の情」という人格的利益を不法行為法上保護される権利利益とする(東京高判昭和54年3月14日高民集32巻1号33頁)
 - ※時の経過とともに軽減+歴史的事実として表現の自由への配慮が優位に立つように
- ⇔間接保護説に対する批判
 - 遺族が存在しない場合に死者の名誉が保護されない
 - 遺族による死者の名誉毀損に対抗する手段がない

死後の著作者人格権の保護

- 著作者人格権は一身専属(著作権法59条など)
 - →相続の対象とならない
- ⇔著作者の死後も「著作者が存しているとしたならばその著作者人格権の侵害となるべき行為をしてはならない」(同60条など)
 - ※「行為の性質及び程度、社会的事情の変動その他によりその行為が当該著作者の意を害しないと認められる場合」は例外(同ただし書)
- →遺族等が差止め・名誉回復措置の請求をすることができる(同116条1項)

請求主体

- ①遺族(著作権法116条1項)
 - =配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹
 - ※遺言によって請求主体となる遺族の順序を定めることが可能(同2項)
- ②遺言によって指定された者(同3項)

保護期間

- 保護期間の定めはなし
- ⇔ 請求主体が存在しなくなるにより請求ができなくなる = 実質的な保護期間
 - ① 遺族 = 請求できる範囲が二親等に限定(著作権法116条1項)
 - ② 遺言による指定 = 著作者等の死亡の日の属する年の翌年から起算して70年経過後は請求不可(同3項後段)

目次

- 1 はじめに
- 2 裁判例・条例の分析
- 3 他の制度との比較
- **4 立法論の検討**
 - 4.1 法律構成及び具体的規律のあり方
 - 4.2 利益衡量のあり方
- 5 おわりに

死者の個人情報の保護のあり方

- ①法律構成
- ②請求主体
- ③権利の内容・制限
- ④保護期間

法律構成

- (i) 死者の権利主体性の承認
 - ○死者の権利利益を保護する目的からすると素直
 - ×一般に死者の権利主体性を認めないとの見解が多い
- (ii) 死者の権利の相続＝一身専属性の否定
 - ○相続法のルールによって規律可能
 - ×一身専属性を認めないことの根拠が弱い
- (iii) 遺族等の独自の権利の承認
 - ○理論的な基礎づけが容易？
 - ×遺族等(の権利利益)が存在しなければ保護できない

請求主体

- (i) 死者は自らの権利を行使できない
 - → 遺族等を請求主体とする立法が必要
 - ※ 著作権法上は死者を権利主体と捉えない見解が多数
- (ii) 相続人・受遺者が権利を相続
 - → 相続人・受遺者が請求主体となる
- (iii) 独自の権利が認められる遺族等が権利を取得
 - → 当該遺族等が請求主体となる

権利の内容・制限

- (i)(ii)死者が生前有していた権利をそのまま行使可能？⇔何らかの制限が必要か？
 - ex. 死者の意に反する開示などの制限
 - ⇔遺言等で請求主体や権利内容を決定できるようにする？
- (iii)遺族等に関する個人情報である限りにおいて、通常の個人情報保護と同様の権利
 - ⇔死者に関する情報であることを理由に権利を制限し得るか？
(個人情報保護法78条1項2号など)

保護期間

- (i)(ii)一定の保護期間を法定すべきか
 - 死者の人格的利益と表現の自由・情報利用の利益・個人情報取扱事業者の負担のバランス？
 - 遺族・相続人等が権利(特に利用停止請求権)を行使しうる期間のみでOK？
- (iii)独自の権利を有する遺族等が生存する限りにおいて保護される

目次

- 1 はじめに
- 2 裁判例・条例の分析
- 3 他の制度との比較
- 4 立法論の検討
- 5 おわりに

おわりに

- どのような利益を考慮するか
 - 死者の利益 = 生存中における個人情報利活用の促進 → 死者による自己決定(遺言などによる)の可能性
 - 遺族等の利益 = 自らの個人情報として ⇔ 死者の情報に対する何らかの利益はあり得る？
 - 特に未成年者の親権者・親の利益を重視？ ⇔ 子の利益と対立する可能性は？
 - 個人情報取扱事業者等の利益 = 事務負担・情報利用の利益
- → 立法論として制度構築の要否 / あり方を検討すべき